

# 新規入会諸費用明細表

(主たる事務所用)

公益社団法人 全日本不動産協会 静岡県本部

公益社団法人 不動産保証協会 静岡県本部

《入会諸費用内訳》

公益社団法人 全日本不動産協会	
◎入会金	150,000
◎県本部入会金	350,000
※年会費	24,000
※県本部年会費	24,000
全日合計	548,000
公益社団法人 不動産保証協会	
弁済保証金供託金	600,000
●入会金	130,000
※年会費	15,000
保証合計	745,000
<b>総合計</b>	<b>1,293,000</b>

## 月別入会費用

4月入会	¥1,293,000
5月入会	¥1,287,750
6月入会	¥1,282,500
7月入会	¥1,277,250
8月入会	¥1,272,000
9月入会	¥1,266,750
10月入会	¥1,261,500
11月入会	¥1,256,250
12月入会	¥1,251,000
1月入会	¥1,245,750
2月入会	¥1,240,500
3月入会	¥1,235,250

## 備考

- ①従事者会費1名につき年間1,000円別途必要です。
- ②年度途中に入会の全日・保証年会費および県本部年会費は月割り計算です。
- ③次年度より※印の年会費63,000円及び従事者会費は一括納入です。  
(納入期限6月30日)
- ④契約書類ご購入の場合、ご注文に応じ、別途代金が必要となります。

## 【入会金経理処理について】

- ◎印(全日)は合算して繰延資産として5年間で処理して下さい。  

$$\text{繰延資産の償却限度額} = \text{繰延資産} \times \text{事業年度の月数} / \text{効果の及ぶ月数}$$
 (小額の繰延資産: 支出金額が20万円未満のものは、一時損金としてよい。)
- 印(保証)は繰延資産として5年間で処理しても、一時損金としても結構です。

## 新規入会諸費用明細表 (従たる事務所 県内本店用)

公益社団法人 全日本不動産協会 静岡県本部  
公益社団法人 不動産保証協会 静岡県本部

《入会諸費用内訳》

公益社団法人 全日本不動産協会	
◎入会金	50,000
◎県本部入会金	150,000
※年会費	12,000
※県本部年会費	15,000
全日合計	227,000
公益社団法人 不動産保証協会	
弁済保証金分担金	300,000
●入会金	65,000
※年会費	6,000
保証合計	371,000
<b>総合計</b>	<b>598,000</b>

月別入会費用		
4月入会	¥	598,000
5月入会	¥	595,250
6月入会	¥	592,500
7月入会	¥	589,750
8月入会	¥	587,000
9月入会	¥	584,250
10月入会	¥	581,500
11月入会	¥	578,750
12月入会	¥	576,000
1月入会	¥	573,250
2月入会	¥	570,500
3月入会	¥	567,750

### 備考

- ①従事者会費1名につき年間1,000円別途必要です。
- ②年度途中に入会の全日・保証年会費および県本部年会費については月割り計算です。
- ③次年度より※印及び従事者会費は一括納入です。  
(納入期限6月30日)
- ④契約書類ご購入の場合、ご注文に応じ、別途代金が必要となります。

### 【入会金経理処理について】

- ◎印(全日)は合算して繰延資産として5年間で処理して下さい。  

$$\text{繰延資産の償却限度額} = \text{繰延資産} \times \text{事業年度の月数} / \text{効果の及ぶ月数}$$
(小額の繰延資産: 支出金額が20万円未満のものは、一時損金としてよい。)
- 印(保証)は繰延資産として5年間で処理しても、一時損金としても結構です。

# 新規入会諸費用明細表

(従たる事務所 県外本店用)

公益社団法人 全日本不動産協会 静岡県本部

公益社団法人 不動産保証協会 静岡県本部

《入会諸費用内訳》

公益社団法人 全日本不動産協会	
◎入会金	50,000
◎県本部入会金	300,000
※年会費	12,000
※県本部年会費	15,000
全日合計	377,000
公益社団法人 不動産保証協会	
弁済保証金分担金	300,000
●入会金	65,000
※年会費	6,000
保証合計	371,000
<b>総合計</b>	<b>748,000</b>

月別入会費用		
4月入会	¥	748,000
5月入会	¥	745,250
6月入会	¥	742,500
7月入会	¥	739,750
8月入会	¥	737,000
9月入会	¥	734,250
10月入会	¥	731,500
11月入会	¥	728,750
12月入会	¥	726,000
1月入会	¥	723,250
2月入会	¥	720,500
3月入会	¥	717,750

## 備考

- ①従事者会費1名につき年間1,000円別途必要です。
- ②年度途中に入会の全日・保証年会費および県本部年会費については月割り計算です。
- ③次年度より※印及び従事者会費は一括納入です。  
(納入期限6月30日)
- ④契約書類ご購入の場合、ご注文に応じ、別途代金が必要となります。

## 【入会金経理処理について】

- ◎印(全日)は合算して繰延資産として5年間で処理して下さい。  

$$\text{繰延資産の償却限度額} = \text{繰延資産} \times \text{事業年度の月数} / \text{効果の及ぶ月数}$$
 (小額の繰延資産: 支出金額が20万円未満のものは、一時損金としてよい。)
- 印(保証)は繰延資産として5年間で処理しても、一時損金としても結構です。